○杉並区介護保険施設等監査要綱

杉並区介護保険施設等監査要綱

平成24年3月28日 杉並第66758号

改正 平成27年3月18日杉並第65569号 平成30年3月20日杉並第66829号 令和5年9月8日杉並第31073号 平成28年3月31日杉並第66090号 令和2年7月27日杉並第22497号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険給付及び第1号事業支給費(以下「保険給付等」という。)の適正化を図り、サービスの質を確保するため、介護保険に係る各種サービスを提供する事業者等(以下「介護保険施設等」という。)に対し、杉並区(以下「区」という。)が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第76条及び別表の規定に基づいて行う介護給付、予防給付又は第1号事業(以下「介護給付等」という。)の内容及び介護給付等に係る費用(以下「介護報酬等」という。)の請求に係る監査に関し、基本的事項を定めることを目的とする。

(介護保険施設等)

- 第2条 区長は、次に掲げる介護保険施設等に対して、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬 等の請求について監査を行う。
 - (1) 指定居宅サービス事業者等(以下「指定居宅サービス事業者」という。)
 - (2) 指定地域密着型サービス事業者等(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)
 - (3) 指定居宅介護支援事業者等(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)
 - (4) 指定介護老人福祉施設の開設者等(以下「指定介護老人福祉施設開設者」という。)
 - (5) 介護老人保健施設の開設者等(以下「介護老人保健施設開設者」という。)
 - (6) 指定介護医療院の開設者等(以下「指定介護医療院開設者」という。)
 - (7) 指定介護予防サービス事業者等(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)
 - (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者等(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)
 - (9) 指定介護予防支援事業者等(以下「指定介護予防支援事業者」という。)
 - (10) 指定事業者等(以下「指定事業者」という。)
 - (11) その他特に区長が必要であると認めた事業者又は施設の開設者 (監査方針)
- 第3条 監査は、前条各号に掲げる事業者又は開設者等(事業者であった者、事業所の従業者又は事業所の従業者であった者を含む。)の介護保険施設等における介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関し、次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると認める場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとるため実施する。
 - (1) 介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
 - (2) 介護報酬の請求について不正を行っていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
 - (3) 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
 - (4) 介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者(以下「利用者等」という。) について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき区市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合

(監査対象となる介護保険施設等の基準)

- 第4条 監査は、杉並区介護保険施設等指導要綱(平成24年3月28日杉並第66757号)第8条に基づく もののほか、次の各号のいずれかに該当する情報を基に、前条第1号から3号まで(以下「指定基 準違反等」という。)又は同条第4号(以下「人格尊重義務違反」という。)の確認について必要 があると認める場合に立入検査等により行う。
 - (1) 次に掲げる要確認情報
 - ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
 - イ 区市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者 等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
 - ウ 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)、地域包括支援センター等へ寄せられる情報
 - エ 連合会又は他の保険者からの通報情報
 - オ 介護給付費適正化システムを基に行う、区の分析から特異傾向を示す介護保険施設等の情報
 - カ その他介護保険に関する情報
 - (2) 法第23条により運営指導を行った区市町村長又は法第24条により指導を行った厚生労働大臣 又は都道府県知事が介護保険施設等について認めた(その疑いがある場合を含む。)指定基準違 反等及び人格尊重義務違反の情報
 - (3) 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の業務管理体制の不適正な整備・運用状況の情報 (監査方法等)
- 第5条 区長は、指定又は許可の権限がある介護保険施設等に対する監査について、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。ただし、法第23条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。
 - (1) 監査の根拠規定
 - (2) 監査の日時及び場所
 - (3) 監査担当者
 - (4) 監査対象介護保険施設等の出席者(役職名等を含む。)
 - (5) 必要な書類等
 - (6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定
- 2 区長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての区市町村に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図る。
- 3 第1項の規定は、指定権限等が都道府県にある介護保険施設等を監査の対象とする決定をした場合の区長が行う通知について準用する。
- 4 区長は、指定又は許可の権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等について、監査を行う場合、都道府県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図る。
- 5 区長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって都道府 県知事に通知する。ただし、都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、これを省略するこ とができる。

(行政上の措置)

- 第6条 区長は、介護保険施設等(指定又は許可権限が区にあるものに限る。以下この条において同じ。)に指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める方法により勧告、命令、指定の取消し等の行政上の措置を行う。
 - (1) 勧告 介護保険施設等に指定基準違反等(介護報酬の請求に関するものを除く。)の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるとともに、勧告をした場合において当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

- (2) 命令 介護保険施設等が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示するとともに、命令をした場合において当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。
- (3) 指定の取消し等 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が法第78条の10各号、法第84条第1項各号、法第115条の19各号、法第115条の29各号及び法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合において、介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定の取消し等」という。)をすることができる。
- (4) 区長は、監査の結果、第3号の規定による指定取消し等の処分を行ったとき(法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合を除く)は、法の規定に基づき速やかにその旨を公示する。この場合において、法第78条の11第4号及び第115条の20第3号に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。
- (5) 監査結果の通知 監査の結果について文書により通知する。ただし、第1号から前号に該当する場合にあってはそれらの通知により代えることができ、第1号から前号に該当しない場合又は改善を要すると認められた事項が存する場合にあってはその旨を通知し、期限を定めて報告を求める。

(聴聞等)

第7条 区長は、監査の結果、介護保険施設等が命令又は指定の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、当該介護保険施設等に対して、杉並区行政手続条例(平成7年条例第28号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(経済上の措置)

- 第8条 区長は、取消処分等(命令を除く。)を行った場合に、介護保険施設等が偽りその他不正の 行為により介護報酬の支払を受けているときは、法第22条第3項又は杉並区介護予防・日常生活支 援総合事業実施要綱(平成27年3月31日杉並第66698号)第17条の規定に基づき、その支払った額に つきその返還させるべき額を不正利得とし、徴収を行うとともに、当該保険給付等に関係する保険 者に対し、徴収を行う旨通知する。
- 2 区長は、法第22条第3項の規定により不正利得に対する徴収を行う場合にあっては、原則として、 同項の規定に基づき返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収する。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉部高齢者担当部 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月8日杉並第31073号)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)による改正前の法(以下この項において「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号の指定を現に受けている平成18年旧介護保険法第8条第26号に規定する介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者(これらの従業者であった者を含む。)に対して行う監査に関する事項は、施行日から令和6年3月31日までの間、なお従前の例による。

別表 (第1条関係)

介護保険法

| 条項 | 見出し | 対象者 | 概略 |
|------|-------|--------------|------------------|
| 第76条 | (報告等) | 指定居宅サービス事業者若 | 区長は、対象者に対し、報告若しく |
| | | しくは当該指定に係る事業 | は帳簿書類の提出若しくは提示を |

| | | 1 | |
|---|---------------|--|--|
| | | 所の従事者又は指定居宅サ ービス事業者であった者若 しくは当該指定に係る事業 所の従業者であった者 | 命じ、出頭を求め、又は当該職員に 関係者に対して質問させ、若しくは 当該サービス事業者の当該指定に 係る事業所、事務所その他サービス |
| 第78条の 7 | (報告等) | 指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 | の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その 他の物件を検査させることができ る。 |
| r · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 等) | | 区長は、指定地域密着型サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 |
| 第78条の10 | (指定の取消 し等) | 指定地域密着型サービス事 業者 | 区長は、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 |
| 第83条 | (報告等) | 指定居宅介護支援事業者若 しくは当該指定に係る事業 所の従事者又は指定居宅介 護支援事業者であった者若 しくは当該指定に係る事業 所の従事者であった者 | 区長は、対象者に対し、報告若しく は帳簿書類の提出若しくは提示を 命じ、出頭を求め、又は当該職員に 関係者に対して質問させ、若しくは 当該サービス事業者の当該指定に 係る事業所、事務所その他サービス の事業に関係のある場所に立ち入 り、その設備若しくは帳簿書類その 他の物件を検査させることができ る。 |
| 第83条の 2 | (勧告、命令 等) | 指定居宅介護支援事業者 | 区長は、指定居宅介護支援事業者 が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 |
| | | • | 1 32 11 |

| 第90条 (報告等) 指定介護を人福祉施設若しくは、対象者に対し、観告若しくは、一部の効力を停止することができる。 (| 項 | し等) | | に該当する場合においては、当該居 |
|--|--------------|--|---|------------------|
| 第90条 (報告等) 指定介護老人福祉施設若し (報告等) 指定介護老人福祉施設 の開設者若しくはその長その他の従事者又は指定介護 老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従事者又は指定介護 老人保健施設の管理者 であった者 であった者 第114条の2 (報告等) 介護を保健施設の管理者 の性の従事者と保健施設の管理者 の性の従事者と保健施設の管理者 の性ので事者 第115条の7 (報告等) 指定介護子的サービス事業 者若しくは当該相定介 他の従事者 第115条の7 (報告等) 指定地域密者型介護子的サービス事業者者とは指定地域密者型介護子的サービス事業 者若しくは当該相定に 係る事業所の従事者であった者 であった者者しくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者とくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者とくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者にくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者にくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者にくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者にくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者にくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者にくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者にくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者にくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者者にない。 本者を表別の従事者であった者者によって付された条件に従わない 場合等に該当すると認めるときは、 当該特定地域密者型介できる型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満に対し、期限を定めて、基準を満に対し、期限を定めて、基準を満に対し、期限を定めて、基準を満に対し、期限を定めて、基準を満に対し、期限を定めて、基準を満に対し、期限を定めて、基準を満に対し、期限を定めて、基準を満に対し、期限を定めて、基準を満に対し、規定を持定として、基準を満に対し、期限を定めて、基準を満に対し、期限を定めて、基準を満にない、基準を満に対し、規定を持定として、基準を満に対し、対限を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を | 快 | レザル | | |
| 第90条 (報告等) 指定介護老人福祉施設若しくは持定介護老人福祉施設 の開設者若しくはその長その他の従事者に対して質問されまして、は指定介護者人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従事者であった者 (報告等) 介護を人保健施設の管理者 スはに断している (報告等) 介護を人保健施設の管理者 スは医師その他の従事者 ア護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療の開設者、介護医療の開設者、介護医療の開設者、介護医療の開設者、介護医療の開設者、介護医療の関連者 スは医師その他の従事者 著古しくは当該指定に係る事業所の従事者 アビス事業者 大きには指定地域密者型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者 アまたは指定地域密者型の表 方者者 しくは当該指定に係る事業所の従事者 アまたは指定地域密者型の 海港下助サービス事業者者 であった者 古しくは当該指定に係る事業所の従事者 アまたは指定地域密者型介護予防サービス事業者 であった者 古していない場合、指定を行うに当なる事業所の従事者であった者 大きには当などは当該指定に係る事業所の従事者であった者 大きには当すると認めると、 第115条の18 (| | | | |
| 第90条 (報告等) 指定介護老人福祉施設者口 (は指定介護老人福祉施設 | | | | |
| 第90条 (報告等) 指定介護老人福祉施設者しくは指定分離者として、 は指定介護者と、福祉施設の開設者者として、 は大きの長その他の従事者として、 は、一般を表の他の従事者として、 は、一般を表の他の従事者として、 は、一般を表の他の従事者として、 は、一般を表して、 であった者 (報告等) 介護老人保健施設の開設者、 が、方護を人保健施設の開設者、 が、方護を人保健施設の開設者、 が、方護を人保健施設の開設者、 が、方護を人保健施設の開設者、 が、方護を人保健施設の開設者、 が、方護を人保健施設の開設者、 が、方護を人保健施設の開設者、 が、方護を、の事業に関係のある場所に立ち入 の事業に関係のある場所に立ち入 の、その設備者しては機構書類その 他の後事者 者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者していない場合、指定を行うに当たり、 第115条の17 (報告等) 指定地域密者型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わるときは、当該指定地域密者型サービス事業者に対し、明限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な情でをとるべきことを動告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密者型介護予防サービス事業者) と良は、指定の基準を満たさない等情であった。条件に従うことを適切な情であった。条件に従うことを適切な情であることができる。 | | | | |
| 第90条 (報告等) 指定介護老人福祉施設結と 区長は、対象者に対し、報告者しくくは指定介護を人福祉施設を の開發を求め、又は出当該職員に 関係者に対して資助されて質問させ、若しくは 振審書類の機出者しくは提示を の他の従事者 又は指定介護 老人福祉施設の開設者当して (以表の事業 不の他の世の従事者 であった者 (報告等) 介護老人保健施設の管理者 又は医師その他の従事者 大き医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の情理者 又は医師その他の従事者 指定介護予防サービス事業者 著者しては当該指定に 保る事業所の従事者とは当該指定に 保る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に 保る事業所の従事者であった者者しては当該指定に 保る事業所の従事者であった者者しては当該指定に 保る事業所の従事者であった者者しては当該指定に 保る事業所の従事者であった者者しては当該指定に 保る事業所の従事者であった者者しては当該指定に 保る事業所の従事者であった者者しては当該指定に 保る事業所の従事者であった者者には当該指定に 保る事業所の従事者であった者者には当該指定に 保る事業所の従事者であった者者にては当該指定に 保る事業所の従事者であった者者にては当該指定に 保る事業所の従事者であった者 大きまがあるとき地域密者型介護予防サービス事業者 指定していない場合等に該当すると認めるときまがまると認めるときたもない、場合等に該当すると認めるときまがまるといて、等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 区長は、指定の基準を適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 「長は、指定の基準を満たさない等力に対しては、当該指定地域密者型介護予防サービス事業者 | | | | ., ., |
| は指定介護老人福祉施設 の開設者苦しくはその長そ の他の従事者又は指定介護 を人福祉施設の開設者若し くはその長その他の従事者 であった者 であった者 であった者 の他の従事者 又は医師その他の従事者 であった者 の他の後事者 又は医師その他の従事者 又は医師その他の従事者 又は医師その他の従事者 又は医師その他の従事者 とは当該者定に保る事業所、事務所その他サービス の事業に関係のある場所に立ち人 の事業に関係のある場所に立ち人 のの物件を検査させることができる。 第115条の7 (報告等) 指定介護子防サービス事業 者若しくは当該指定に保る事業所の従事者 又は医師その他の従事者 指定介護予防サービス事業 者若しくは当該指定に保る事業所の従事者とのった者若しくは当該指定に保る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に保る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に保る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に保る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に保る事業所の従事者で表った者若しくは当該指定に保る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に保る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に保る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に保る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に保る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に収むる事業所の従事者であった者だしていない場合等に該当すると認めるとき業満たしていない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、規限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者 に該当では、当該指定地域密着型を満たさない等して該当でも過じまいては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | 第90条 | (報告等) | | |
| の開設者若しくはその長そ の他の従事者又は指定介護 老人福祉施設の開設者書 であった者 であった者 であった者 (報告等) 介護老人保健施設の開設者、介護を定しては医師その他の従事者 又は医師その他の従事者 又は医師その他の従事者 又は医師その他の従事者 又は医師その他の従事者 とは当該指定に係る事業所の従事者としては当該指定に係る事業所の従事者として当該指定に係る事業所の従事者として当該指定に係る事業所の従事者であった者 指定地域密者型介護予防サービス事業者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者 「定に係る事業所の従事者であった者」とは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者を書しては当該指定に係る事業所の従事者であった者を書しては当該指定に係る事業所の従事者であった者を書しては当該指定に係る事業所の従事者であった者による事業所の従事者であった者者による事業所の従事者であった者 お定に係る事業所の従事者であった者 指定地域密者型介護予防サービス事業者が、区で定めを方行うに当な行ないよ場合、指定していない場合、指定していない場合、特定していない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密者型サービス事業者に対し、規限を定めて、と等適切な措定とるべきことを勧告、公表、自合することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密者型介護予防サービス事業者 に該当するとを勧告、公表、自合することができる。 区長は、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定地域密者型介護予防サービス事業者 | 210 0 0 21 0 | | | |
| の他の従事者又は指定介護 老人福祉施設の開設者若し くはその長その他の従事者 であった者 であった者 介護老人保健施設の管理者 又は医師その他の位の後事者 人は当該者定に保のある場所に立ち入 り、その設備者しくは帳簿書類その や、後医療院の問題者、介護医療院の問題者、介護医療院の問題者、介護医療院の問題者、介護医療院の管理者又は医師その他の従事者 第115条の7 (報告等) 指定介護予防サービス事業 者若しくは当該指定に保る事業所の従事者又は指定介護予防サービス事業者者とくは当該指定に保る事業所の従事者 又または指定小域部者型介護予防サービス事業者者しくは当該指定に保る事業所の従事者 又または指定小域部者型介護ア防サービス事業者者しくは当該指定に保る事業所の従事者 とは当立地域部者型介護ア防サービス事業者が、区で定める基準に保る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に保る事業所の従事者 となる事業所の従事者であった者者とくは当該指定に保る事業所の従事者 であった者者とくは当該指定に保る事業所の従事者 であった者者とくは当該指定地域部者型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たので付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密者型サービス事業者に対し、規管を違うことを動信人表表、衛令するととができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密者型介護予防サービス事業者に対し、規限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを動信、公表、衛令するとができる。 区長は、指定の基準を満たさない等に対当な場合においては、当該指定地域密者型介護予防サービス事 | | | | |
| 老人福祉施設の開設者者し くはその長その他の従事者 であった者 介護老人保健施設の開設者、 介護老人保健施設の開設者、 介護老人保健施設の管理者 又は医師その他の従事者 介護を放った者 第114条の2 (報告等) 介護医療院の開設者、介護医療院の解説者、介護医療院の解説者、人籍医療院の管理者又は医師その他の従事者 精定介護予防サービス事業者者もくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者方とは当該者であった者とは当者であった者とは当該者であった者とは当該者になる事業所の従事者であった者とは当該者による事業所の従事者であった者を表しては当該者になる事業のの任事者であった者とは当者であった者とは当者であった者とは当者であった者による事業の後手にあるときは、当該は対し、規限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うことを動告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者 | | | | |
| (報告等) 介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者 又は医師その他の従事者 子 改善を 大保健施設の管理者 又は医師をの他の従事者 子 が護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者 又は医師その他の従事者 子 地定介護予防サービス事業 者若しくは当該指定に係る事業所の従事者 又は指定介護予防サービス事業者者とは当該指定に係る事業所の従事者であった者 若しくは当該指定に係る事業所の従事者 又または指定地域密着型介護予防サービス事業者 大は指定地域密着型介護予防サービス事業者 下 地定地域密着型介護予防サービス事業者 下 地定地域密着型介護予防サービス事業者 下 と 大者 に (報告等) 指定地域密着型介護予防サービス事業者 下 と 大者 と は 当該指定に係る事業所の従事者 で あった者 著しくは当該指定に係る事業所の従事者 で あった者 本 と は 当 該 指定 地域密着型介護 予 いた と で た と を 動告 ない 場合、指定を 行うに当たって付された条件に 従わない 場合等に該当すると 認めると き 業 者 に 対し、期限を 定めると き 業 者 に 対し、期限を 定めると き 業 者 に 対し、期限を 定めると と 等 適力な 指置を とる べきこと を 動告、公表、命令することができる。 | | | /- / - / - / - / - / - / - / - / - / - | |
| 第100条 (報告等) 介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者 又は医師その他の従事者 又は医師その他の従事者 と 療院の管理者 又は医師その他の従事者 と 療院の管理者 又は医師その他の従事者 指定介護予防サービス事業 者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者 又または指定の係る事業所の従事者 又または指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者 であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者 であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者 であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者 であった者 非定地域密着型介護予防サービス事業者が、反で定める基準を満たしていない場合、指定をあるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めるとさができる。 に対し、期限を定めるとさが、事者に対し、期限を定めるとさが、事者に対し、期限を定めるとさが、事者に対し、期限を定めるとさが、事者に対し、期限を定めるとさが、事者に対し、期限を定めるととができる。 に対し、期間を定めるとさが、事者を満たするより、事者を満れている。 | | | | .,, . |
| 第100条 (報告等) 介護老人保健施設の開設者、 介護老人保健施設の管理者 又は医師その他の従事者 介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従事者 精定介護予防サービス事業者者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者とくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者とくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者とくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者とくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者とはは当該指定に係る事業所の従事者であった者者と認めるときは、 「後ろ事業所の従事者であった者者とは当該指定に係る事業所の従事者であった者者とはは当該指定に係る事業所の従事者であった者者と認めるときは、 「後ろ事業所の従事者であった者者であった者者と認めるときは、 「後ろ事業所の従事者であった者者であった者者と認めるときは、 「他の政事者と認めるときは、当該指定地域密者型サービス事業者に対し、規段を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 「後担」、指定の取消し、「特定の取消し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し | | | | |
| | 第100条 | (報告等) | · | り、その設備若しくは帳簿書類その |
| 第114条の2 (報告等) 介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従事者 指定分 事業所の従事者又は指定介 護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 大きには当該指定に係る事業所の従事者であった者 大きには当該指定に係る事業所の従事者 又または指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者 表示の従事者 であった者 表示の従事者 であった者 本 下では当該指定に係る事業所の従事者であった者 本 下でよる事業所の従事者であった者 本 下では、本 本 で 本 本 本 本 大 本 本 大 本 本 大 本 本 大 正 地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定をわない、場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を加りな、 | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | |
| 第114条の2 (報告等) 介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従事者 指定介護予防サービス事業 者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 った者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 担定地域密着型介護予防サービス事業者であった者 を事業所の従事者であった者 を事業所の従事者であった者 を事業所の従事者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者若しくは当該指定地域密者型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しては当該指定に係る事業所の従事者であった者を事業が、場合等に該当者を消たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密者型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消し等) 「指定地域密着型介護予防サービス事業者を消たさない等は関するというととを制度、公表、命令することができる。」 区長は、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定地域密者型介護予防サービス事業者 | | | | |
| 療院の管理者又は医師その他の従事者 指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者でしては当該指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者を表すので定める基準であった者を表すのでは、場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすことと、条件に従うことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消し等) 指定地域密着型介護予防サービス事業者に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者 | 第114条の2 | (報告等) | | - |
| 第115条の7 (報告等) 指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又は指定介護予防サービス事業者であった者書しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者 相定地域密着型介護予防サービス事業者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たして付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者が対し、期限を定めて、基準を対し、期限を定めて、基準を対し、期限を定めて、基準を制たすことと条値が、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を制たすことと条値が、当該指定をあることができる。金表、命令することができる。公表、命令することができる。とができる。公表、命令することができる。公表、命令することができる。公表、命令することができる。とがは、指定の基準を満たさない等して、対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を | ,,,====,, | (1 12-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1 | , | |
| 第115条の7 (報告等) 指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又は指定介護予防サービス事業者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者又または指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者 に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の | | | | |
| 者若しくは当該指定に係る 事業所の従事者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者者又または指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者と認事者であった者と認事者であった者と認事者であった者と認事者であった者と認事者であった者と認めるとき、指定していない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときま、対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消し等) | 第115条の7 | (報告等) | , | |
| 事業所の従事者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者 では、指定地域密者型介護予防サービス事業者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者によくは当該指定に係る事業所の従事者であった者者にしている事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者のでは、指定の基準を満たさない等し、公表、命令することができる。 | 7,01107,000 | | | |
| 護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又または指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 第115条の18 (勧告、命令 指定地域密着型介護予防サービス事業者 第115条の18 (勧告、命令 指定地域密着型介護予防サービス事業者 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、規限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 区長は、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | | | |
| 第115条の17 (報告等) 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又または指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを制告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消し等) 指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを制告、公表、命令することができる。 | | | | |
| 係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又または指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 第115条の18 (勧告、命令 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消し等) 「指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | | | |
| 第115条の17 (報告等) 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該 指定に係る事業所の従事者 又または指定地域密着型介 護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに 当たって付された条件に従わない 場合等に該当すると認めるときは、 当該指定地域密着型サービス事業 者に対し、期限を定めて、基準を満 たすこと、条件に従うこと等適切な 措置をとるべきことを勧告、公表、 命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 し等) に該当する場合においては、当該指 定地域密着型介護予防サービス事 | | | | |
| 第115条の17 (報告等) 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該 指定に係る事業所の従事者 又または指定地域密着型介 護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を 満たしていない場合、指定を行うに 当たって付された条件に従わない 場合等に該当すると認めるときは、 当該指定地域密着型サービス事業 者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な 措置をとるべきことを勧告、公表、 命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 し等) に該当する場合においては、当該指 定地域密着型介護予防サービス事 | | | | |
| ービス事業者若しくは当該 指定に係る事業所の従事者 又または指定地域密着型介 護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に 係る事業所の従事者であった者 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を 満たしていない場合、指定を行うに 当たって付された条件に従わない 場合等に該当すると認めるときは、 当該指定地域密着型サービス事業 者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な 措置をとるべきことを勧告、公表、 命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者 し等) | 第115条の17 | (報告等) | | |
| 又または指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 第115条の18 (勧告、命令 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消し等) 「指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、指定の基準を満たさない等して、基準を満たさない等もあるにおいては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者 | | .,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | |
| 又または指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 第115条の18 (勧告、命令 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消し等) 「指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、指定の基準を満たさない等して、基準を満たさない等もあるにおいては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者 | | | 指定に係る事業所の従事者 | |
| 護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者 第115条の18 (勧告、命令 指定地域密着型介護予防サービス事業者 区長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消し等) 指定地域密着型介護予防サービス事業者 に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | | | |
| (福生の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者) (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者) (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者 (指定の基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 区長は、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者 に対し、規限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | | | |
| 第115条の18 (勧告、命令 指定地域密着型介護予防サービス事業者 区長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第2を対し、第3を対し、第2を対し | | | った者若しくは当該指定に | |
| 第115条の18 (勧告、命令 等) 指定地域密着型介護予防サービス事業者 区長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 区長は、指定の基準を満たさない等し等) に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | | 係る事業所の従事者であっ | |
| 等) ービス事業者 ービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 医長は、指定の基準を満たさない等し等) ービス事業者 に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | | た者 | |
| 満たしていない場合、指定を行うに 当たって付された条件に従わない 場合等に該当すると認めるときは、 当該指定地域密着型サービス事業 者に対し、期限を定めて、基準を満 たすこと、条件に従うこと等適切な 措置をとるべきことを勧告、公表、 命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サ し等) に該当する場合においては、当該指 定地域密着型介護予防サービス事 | 第115条の18 | (勧告、命令 | 指定地域密着型介護予防サ | 区長は、指定地域密着型介護予防サ |
| 当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サービス事業者 に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | 等) | ービス事業者 | ービス事業者が、区で定める基準を |
| 場合等に該当すると認めるときは、 当該指定地域密着型サービス事業 者に対し、期限を定めて、基準を満 たすこと、条件に従うこと等適切な 措置をとるべきことを勧告、公表、 命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 し等) | | | | 満たしていない場合、指定を行うに |
| 当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サ 区長は、指定の基準を満たさない等し等) ービス事業者 に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | | | 当たって付された条件に従わない |
| 者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サ 区長は、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | | | 場合等に該当すると認めるときは、 |
| たすこと、条件に従うこと等適切な 措置をとるべきことを勧告、公表、 命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サ 区長は、指定の基準を満たさない等 し等) ービス事業者 に該当する場合においては、当該指 定地域密着型介護予防サービス事 | | | | 当該指定地域密着型サービス事業 |
| #置をとるべきことを勧告、公表、 命令することができる。 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サ し等) | | | | 者に対し、期限を定めて、基準を満 |
| 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サ 区長は、指定の基準を満たさない等し等) ービス事業者 に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | | | たすこと、条件に従うこと等適切な |
| 第115条の19 (指定の取消 指定地域密着型介護予防サ 区長は、指定の基準を満たさない等し等) ービス事業者 に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事 | | | | 措置をとるべきことを勧告、公表、 |
| し等) ービス事業者 に該当する場合においては、当該指 定地域密着型介護予防サービス事 | | | | 命令することができる。 |
| 定地域密着型介護予防サービス事 | 第115条の19 | (指定の取消 | 指定地域密着型介護予防サ | 区長は、指定の基準を満たさない等 |
| | | し等) | ービス事業者 | に該当する場合においては、当該指 |
| 光书17 亿 7 位 1 4 7 0 位 1 位 十 立 | | | | 定地域密着型介護予防サービス事 |
| | | | | 業者に係る第54条の2第1項本文 |
| の指定を取り消し、又は期間を定め | | | | の指定を取り消し、又は期間を定め |

| | | | てその指定の全部若しくは一部の |
|----------|--------|--------------|--------------------|
| | | | 効力を停止することができる。 |
| 第115条の27 | (報告等) | 指定介護予防支援事業者若 | 区長は、対象者に対し、報告若しく |
| | | しくは当該指定に係る事業 | は帳簿書類の提出若しくは提示を |
| | | 所の従事者又は指定介護予 | 命じ、出頭を求め、又は当該職員に |
| | | 防支援事業者であった者若 | 関係者に対して質問させ、若しくは |
| | | しくは当該指定に係る事業 | 当該サービス事業者の当該指定に |
| | | 所の従事者であった者 | 係る事業所、事務所その他サービス |
| | | | の事業に関係のある場所に立ち入 |
| | | | り、その設備若しくは帳簿書類その |
| | | | 他の物件を検査させることができ |
| | | | る。 |
| 第115条の28 | (勧告、命令 | 指定介護予防支援事業者 | 区長は、指定介護予防支援事業者 |
| | 等) | | が、区で定める基準を満たしていな |
| | | | い場合、指定を行うに当たって付さ |
| | | | れた条件に従わない場合等に該当 |
| | | | すると認めるときは、当該指定地域 |
| | | | 密着型サービス事業者に対し、期限 |
| | | | を定めて、基準を満たすこと等適切 |
| | | | な措置をとるべきことを勧告、公 |
| | | | 表、命令することができる。 |
| 第115条の29 | (指定の取消 | 指定介護予防支援事業者 | 区長は、指定の基準を満たさない等 |
| | し等) | | に該当する場合においては、当該指 |
| | | | 定地域密着型介護予防サービス事 |
| | | | 業者に係る第58条第1項本文の指 |
| | | | 定を取り消し、又は期間を定めてそ |
| | | | の指定の全部若しくは一部の効力 |
| | | | を停止することができる。 |
| 第115条の45 | (報告等) | 指定事業者若しくは当該指 | 区長は、対象者に対し、報告若しく |
| の 7 | | 定に係る事業所の従事者又 | は帳簿書類の提出若しくは提示を |
| | | は指定事業者であった者若 | 命じ、出頭を求め、又は当該職員に |
| | | しくは当該指定に係る事業 | 関係者に対して質問させ、若しくは |
| | | 所の従事者であった者 | 当該サービス事業者の当該指定に |
| | | | 係る事業所、事務所その他サービス |
| | | | の事業に関係のある場所に立ち入 |
| | | | り、その設備若しくは帳簿書類その |
| | | | 他の物件を検査させることができ |
| | | | る。 |
| 第115条の45 | | 指定事業者 | 区長は、指定事業者が、区で定める |
| の8 | 等) | | 基準を満たしていない場合、指定を |
| | | | 行うに当たって付された条件に従 |
| | | | わない場合等に該当すると認める |
| | | | ときは、当該指定事業者に対し、期 |
| | | | 限を定めて、基準を満たすこと等適 |
| | | | 切な措置をとるべきことを勧告、公 |
| | | | 表、命令することができる。 |
| 第115条の45 | | 指定事業者 | 区長は、指定の基準を満たさない等 |
| の 9 | の指定の取消 | | に該当する場合においては、当該指 |
| | し等) | | 定事業者に係る第115条の45の3の |

| | 指定を取り消し、又は期間を定めて |
|--|------------------|
| | その指定の全部若しくは一部の効 |
| | 力を停止することができる。 |